論文

元治元年前半の薩摩藩の諸問題 小松帯刀の動向を中心に

町田 明広

はじめに

こうした長州藩を中心とする即今破約攘夷派に立ちはだかった治元年(一八六四、文久四年から二月二十日改元)は文 た。そのため、藩是を破約攘夷に転換した長州藩が一気に抗 た。そのため、藩是を破約攘夷に転換した長州藩が一気に抗 た。そのため、藩是を破約攘夷に転換した長州藩が一気に抗 た。そのため、藩是を破約攘夷に転換した長州藩が一気に抗 た。そのため、藩是を破約攘夷に転換した長州藩が一気に抗 なっためが、通商条約の是非をめぐる朝幕間の乖離であっまとなったのが、通商条約の是非をめぐる朝幕間の乖離であっまとなったのが、通商条約の是非をめぐる朝幕間の乖離であっまとなっため、藩是を破約攘夷に立ちはだかっまいた。 本と舵を切り、中央政局を牛耳る勢いを示した。

て名実ともに藩政の中枢に座った。れを受け、久光は四月に宗家に復帰し、「国父」と呼称されたの間は将軍家茂の意を踏まえ、藩政補佐を久光に命じた。こ広周は将軍家茂の意を踏まえ、藩政補佐を久光に命じた。こより久光の実子茂久(明治元年に忠義と改名)が第十二代、より久光の実子茂久(明治元年に忠義と改名)が第十二代、

久光は小松帯刀・中山中左衛門・堀次郎(伊地知貞馨)・久光は小松帯刀・中山中左衛門・堀次郎(伊地知貞馨)・たにあった。

しかし、同年八月の生麦事件から翌文久三年(一八六三)

た。安政五年(一八五八)に島津斉彬が死去すると、遺言に(こ)

善を始める。 七月の薩英戦争に至るイギリスとの緊張関係によって、 久光は任官のうえ、 治元年一月から三月にかけての朝政・幕政への参画であった。 ,周旋を行なうことが可能となった。その最大の成果は、 約攘夷派を京都から駆逐したことから、久光は上京して国 は藩全体が臨戦態勢となり、 薩英戦争の講和談判以降、 さらに、八月十八日政変によって、 朝政参与に任命され、 国事周旋から遠ざかるを得な イギリスとの関係は改 また老中御用部屋 過激な即今 そ 元 の

敬が一会桑勢力と結ぶ政権を確立する。 慶喜に奪い取られた。このため、 廷はこれ以降、孝明天皇の意を受けた朝彦親王と関白二条斉 久光は、四月十五日に退京した。そして、 久光の名代でもあった朝彦親王という朝廷随一の実力者を、 しかし、久光の絶頂も一橋慶喜との軋轢からあっけなく瓦 大政委任を沙汰し、朝幕間の蜜月時代が到来した。 追い打ちをかけるように、 中央政局に見切りをつけた 薩摩藩の絶対的庇護者で、 朝廷は幕府の望み 朝

入りを許された。

画といった側面

から論究したい。

る道 の動 動 稿 主として、これ以降の元治元年の薩摩藩の動向については、 向から」で、 「元治国是の確立と大政委任」「禁門の変における薩摩 向」「元治元年の中央政局と薩摩藩 および学会報告「長州征伐と薩摩藩 先行研究におけるさまざまな課題を考察す 禁門の変に至 西郷吉之助

藩 拙

> ることに努めた。 しかし、 その過程で新たな課題も生じて

る。

丹念に追いながら、西郷の国事周旋開始時の動向を明示した が、 () 中央政局に欠かせない存在となる西郷吉之助 州藩の動向に対する認識と対応策、 の視点から捉えた大政委任後の朝廷の動向を論じたい。 本稿では、久光退京後の中央政局に着目 薩摩藩の財政問題についても、 加えて、この時期の周旋には莫大な経費が必要となっ 財源の確保や貿易振興計 および主として孝明天皇 Ų の召喚の経緯を 在京要路 の た 長

て、 なキーパーソンであることを、 れに対する朝廷の反応の考察によって明らか の言路洞開を求める勢力の実態、 ついて、中央政局および薩摩藩の両者において、 また、 禁門の変勃発前の元治元年前半の薩摩藩の動向を多角的 薩摩藩の事実上のナンバー 京都での小松の動 および小松の帰藩要請やそ ・2 である家老小松帯刀に にしたい。 極めて重要 ?向や藩内で 総じ

1 久光退京後の中央政局と薩長関係

に論証することを目的とする。

線が敗北したため、 薩 摩藩の動向であるが、 島津久光は元治元年四月十八日に退京 朝政参与体制が崩壊し、 天皇親裁

路

に過ぎず、あくまでも小松が薩摩藩を代表し、 ,握していた。 知正治らが在京のままであった。 が久光の名代として在京していたが、 五六らが追従し、小松帯刀・西郷吉之助・吉井友実 久光次男の島津久治 単なる傀儡的名代 指揮命令権を () 伊 $\widehat{\mathbb{Z}}$

た

大坂経由

「で五月八日に帰藩した。

大久保一

蔵•高崎正

風

と呼べるような在京藩士は残っておらず、 代図書殿是ヲ宰シテ非常ニ備ラル」と御所警衛のため 三分の一にあたる五百の兵力を残留させた。 大な兵数である。 兵七隊内大砲此ノ人員上下千五百余名」であっ よると、「引卒セラレタル兵ハ御城下七隊内 ところで、「久光公御上京及ヒ警衛兵隊」 当時は諸侯が次々に退京を始めており、 の 諸藩人数ヲ残禁闕守衛ニ備フ、我人数ハ五百ヲ残御 ための人数は残したものの、 財政問題も相俟って兵力 薩 间 煙摩藩の その目的 確かに、 たが、 邦秘 隊大砲、 Ŧi. 録 一百は過 他藩も つであっ である 久光は 抄3 に 郷

係 伴う戦闘を意識していたことは自明である。 年 置 が かし、 冷め切っており、 日 一月九日には、 !政変および薩摩藩船砲撃によって、 候 御所警衛もさることながら、 戦争ニ至り可申 久光は国許の藩主茂久に対し、 触即発な関係にあっ 欤も難計 長州 :候間、 この 薩長関 た。 藩の率兵 其許人気奮発 時期は最も関 係 「長之御 でに文久 がは八月 上京 に

> 之処、 1) 示しており、 て、芸州藩に派遣されていた市来四郎書簡によって確認久光退京直前の在京要路の長州藩に対する認識と対応に 折角無御手抜様奉存候」 茂久はそれに応えて軍事操練を繰り返していた。 Ę 出 兵の怠りな) 準備 を指

御囲ニ相成リ、 談ニヲヨヒ、 保氏ヨリ内々私へ被申聞、 雑不致内実ノ御手当ニ相 久保氏抔モ其 ニハ違無之ト広島 体割拠ノ手当ノミ専ニ被 ナリト、 其後ハ必ス京摂 内八千石余ハ相請取京・ (通リニテ、 誠ニ気強キ次第ニ御座候、 アノ説、 大久保·伊 ()間 随分何時暴動ニヲヨ 此見居ハ誰モ京都ニ 成 リ、 三押 広島様ヨリ玄米一 伺候得共 地知 出 兵糧ノ手当ハ 正 治殿抔 伏・坂ノ三ケ所ニ 玉 何 甲ノ 事 偏二広島交易 力 1ヒ候: 7大事 固 ;ヨリ 万石早々相 先達テ大久 テ小松・ [ヲ能 被 共 ヲ 审 可 ク 大 1

芸州 保も 手当を始めており、 違ないというのが芸州藩の見方である。 |境を厳重に固めたうえで率 同様 れによると、 0 認識 万石の購入の で、 長州藩は一 兵糧米については、 1) つ 戦闘が 商談に及び、 途に割拠の体であり、 兵上京し、 始まっても大丈夫なように すでに八千石は上方に 大久保からの指 騒乱を引き起こすに 在京の 小松 す · 大久 ベ て

相 藩

詮

久光退京という事態の一方で進められてい 移送が完了していると述べる。 薩摩藩の用意周 到な準備 が

であり、 かった。 譜代専制に戻りかねない文字どおりの大政委任は欲していな あくまでも勅諚主義に基づく天皇親裁体制を志向しており、 を命じる諭告をした。久光は大政委任を望んでいたものの、 しかも、上方では薩摩藩・久光を誹謗中傷する貼紙 久光は帰藩にあたり、在京藩士に対して「将来他事ニ旦 向禁闕ノ守護ニノミカヲ尽スヘシ」と御所の警衛のみ 久光の入り込む余地は残されていなかった。 この段階も朝幕が想像以上に接近した公武融和 **心** 風評 体 制 ラ

極妥当な政略であろう。 旋を図ることは、 か術がなかった。このような状況下では、 -央政局の中心に座っている以上、当面は情勢を座視するし 流布する逆風であり、 厳に慎むべきとの判断が下されたのは、 加えて、政敵ともいえる一橋慶喜が 在京藩士が国事周 至

容レサルニ依リ、 小松以下、在京藩士はその遺策を順守して「敢テ他ニ喙 言をまったく無視して禁裏守衛一筋に尽くすことを明言 奸謀ヲ用ルコト甚シキカ故、 流レタリ、 長州藩およびそれを支持する廷臣や尊王志士の動 如斯ナルモ当時長藩及ヒ浮浪ノ徒堂上方ヲ 他ヨリ見ル処ハ何カ包蔵スル旨アラン、 種々ノ誹評ヲ受クルニ至レリ」と、 洞見シ玉フ処アルカ故 周り 或 Ŧ

> 向 を熟視してい

一時の朝廷の情勢であるが、

大政委任・横浜鎖港を

らめぐっ

トハ余御残念之御事ト、 奏への投書などもあって、朝彦親王・近衛忠熙が国事御用 郎)書簡(大久保宛、五月十一日)によるよて王政復古派廷臣は対決姿勢を強めており、 の辞任を申し出ている。 山階宮様より御差留ニ相成申 しかし、「無名之投書ニ付、 によると、 井上大和 議奏•

門流廷臣と相談のうえ、 栖川宮帥熾仁親王父子、 補任した。 臣 を鎮静化するために、 方で、慶喜から二条関白への要請もあり、 しかし、同時に沙汰された一条実良は中山 攘夷実行が横浜鎖港に限定さ 九条道孝、 五月九日には有栖川宮幟仁親王・ 鷹司輔政を国事御用掛 王 政復古派 忠能 れるな

ど不徹底であるとし、再三にわたって固辞を続けた

晃親王の尽力によって回避されている。

廷

例えば晃親王の場合も「其日暮時分御退出、 王 候」という有様を伝えている。 候 年一月二十一・二十七日宸簡に対する疑義が喧伝されており ト申事故、 一会桑による護衛が付けられているが、 政復古派廷臣や浪士の蠢動によって、 へとも、 また、尊王浪士による宮方や 笑而のミも不被居、 あやしき者一人も相扣不申、 加えて、 御列外御供たる心掛、 国事御用掛への襲撃を恐れ、 過剰な反応であり、 誠二嘆息之至ニ御 中央政局が不穏な雰 薩摩藩起草の文久四 御用心二而御 歩行

二候得ハ、 新敷申事乍深悦満之儀、是予一分之為ニあらす天下国家之為 予同上ニ付」と、三者ともに幕府贔屓である者同士と規定し、 敬しかおらず、 であった。 実二不容易時勢人気瓦解誠二心配候、於両人深忠魂之辺事 から両者の忠誠に満足を示し、 孝明天皇にとっても、 そして一月宸簡について、「於予も何処迄も真実と申 この五月中に両者に宸簡を下し、「両人幕習ニ候 しかし、真に信頼できる廷臣 無腹痛被申呉候段実ニ肝要之儀」と、時勢切迫の 廷臣内にさらなる親派を獲得する意向 大政委任後の混 不断の情報提供を求めた。 上は朝 乱は 彦親王と二条斉 憂慮すべき事 ハハハ があっ 通し 態

求め、 之事ハ忽各察候訳故、右辺之防方勘考有之度候事」と、 の自作でないことは自明であるとしながらも、 離脱する傾向にあることを憂慮する。 慶喜に至急この事実を了解させるように促した。 また、「文面予作ニ無 隠蔽の方策を 天皇

候儀、

勿論之事ニ候」と宣言し、正親町三条実愛が自派

から

2

階

0 可

面 主浪士による襲撃を過敏に警戒している。 談を求めてきた場合は、 精々差向ニ不相成様ニ勘考之事」と、 厳重で油断のない身辺警護を要求することを欲しており、 帥宮万一人面会達て被乞候ハ、 「警衛人数へ一際厳重実ニ無油断辺申渡し有之度」 朝彦親王·二条斉敬 有栖川宮幟仁親王が 何 さらに、 れ一人聞手有之 いずれ 廷臣に かの同

> どないように懇請した。 席 を求めるほど宮を嫌悪しており、 両者が 引 き籠りや

気に包まれ、

朝彦親王·二条斉敬政権

には動

揺を続け

てい

た

橋久世之処、 頼している。朝彦親王・二条斉敬政権に与する廷臣がこの 親町三条実愛・阿野公誠・久世通熙 は宜敷と存候、議奏(正親町実徳・)中では六条・広橋・久世を自 で色分けされていることが窺える。 被成様存候」と、武家伝奏は全員を親派と位置づけ、 また、「武伝三卿 精々説得暴説無採用様こちらへ引入之段、 (坊城俊克•飛鳥井 派陣営に引き込む工作まで依 柳原光愛・広 • 六条有容) 之中六条広 雅 典• 宮定功 橋胤保 奏 正 是

西郷吉之助の召還と周旋の開 始

戦争を機に寺田屋事件によって逼塞していた旧誠忠組メンバ おり、 が 郷召還に反対してい 召還されており、 左衛門·堀次郎 西 は文久二年八月に前年十二月 復活を遂げており、 郷吉之助の赦 元治元年春の薩摩藩の 堀次郎もその余波からさらに勢威が衰えてい 免·召還問題 (伊地知貞馨) 藩要路としての地位を失ってい た中山中 西郷召還運動に火がつく下地は整 動向 左衛門は薩英戦争後に失脚し Ó が に があろう。 江戸藩邸の放火問題で藩地に が西郷を忌避していたが、 おける特筆すべき事象とし 久光四天王の中山 た。 最も

実際にその問題が浮上したのは文久三年の八月十八日政変

久三年十月十一日条)と、西郷に密使を派遣して亡命を促す誘出可申為め、密使被差遣候一件、今日御治定相成る」(文 尊王志士らに与したからと理解しており、 ことに決したとある。 する土方久元の『回天実記』によると、「大島三右衛門 評価し、その人望に期待をかけたと推察される。三条に供奉 志士からであった。彼らは文久二年四月の西郷流刑の事由を、 わゆる七卿落ちの三条実美ら激派廷臣と真木和泉などの尊王 後であり、 流罪にて久しく大島(実際には沖永良部島)に罷居候を その嚆矢は意外にも政変によって排斥された、 かつ西郷の力量を 一西 ()

親

派に強い影響を与えたことは想像に難くない。

+

に原は、真木和泉は西郷と面識もあるので、「方今上国の形 開始した土方は、久留米藩士原道太に面会して「薩州御使の 候様との旨趣」を含む書面を別に認めてもらい、 島に送日候時機に無之候へは、何とか工夫致候て早々世に出 り御器量御頼母敷見受候趣等逐一申述候末、 勢一変候て諸卿方御立退に相成候始末、並に諸卿方の人とな 儀」(十二日条)を依頼したところ、原は同意した。 すことを提案した 翌十二日、流刑先の沖永良部島からの西郷召還運動を早速 有為の士徒然遠 西郷に差し その際

> たため、沖永良部島からの土命幇力まがない。、、、、、原道太に持たせるための西郷への紹介状を依頼したが断られ 叶わなかった。とは言え、原らの言説が旧誠忠組などの西 めきれない原は土佐藩浪士で七卿従士の松山新蔵とともに二 日頃には入薩を果たしたが、 西郷召還は当然のことながら

年秀を代表に選び、その両名は死を賭して久光に当たること を表明した。 山に会合して久光に直訴することを決議し、 であった。その状況に危機感を覚えた在京薩摩藩有志は、 る厳しい感情を慮っており、赦免等の上申をすることは困 しかし、小松帯刀や大久保一蔵ら要路は久光の西郷に対 黒田清綱 田 難 す

郷全集』では、折田を伊地知正治とし、黒田・伊地知からで紹う、久光の知るところとなったとする。また『大西松に内報し、久光の知るところとなったとする。また『大西 時の久光側近の一人、高崎五六が驚愕して大久保とともに小 め が割腹する覚悟であると迫り、 はなく、小松・大久保に久光説得を依頼したが辞退されたた 勝田孫彌『西郷隆盛傳』では、この計画を偶然に知った当 高崎正風・五六に依頼し、 赦免が叶わなければ有志の面々 ようやく両者の同意を得たと

然らば即ち愚昧の久光獨り之を遮るは公論にあらず。宜しく 久光は当初激怒したものの、「左右みな賢なりといふか。 する。

土方は、翌十三日に西郷と親しい下関の白石正一郎を訪ね

窺える が十月三 0 H 井友実と決まった。なお、 岸良七丞が藩地に派遣され、 太守公 時を特定することはできないが、 画は中止され、 げに煙管を嚙みしめたため、 |簡のやり取りから、十一月中旬頃までには、久光の入京 (藩主茂久) 一日であることから、 また、 の裁決を請ふべし」と述べ、 西郷召還の使者は最も親交がある吉 西郷赦免決定について、 それからまもなくであることが 茂久の裁可を得たため黒 歯痕が残ったと伝えられ 以下述べる大久保と吉井 久光はくや 具体的な ※田らの

井書簡 れ 飛揚此事に御座候、 誠に以難有次第、 る 戸にいる吉井友実に書簡 大久保はその決定に欣喜雀躍し、 とあり、 (大久保宛、文久三年十二月) によると、「大島一條、 ⑤ 親西郷派藩士の高揚感がこの 年中を限り上京可仕候間、 就ては、 (未詳) 小夫航海之命相下候模様 一刻 を発し上京を促した。 も早い召還を期して、 文面から汲み取 左樣御承知可被 の 由 吉

である「久光公上京日録」において、 |茂久には書簡を発して以下を申し送った。| |二条ニ付帰国申付候事」とのみの記載でな ところで、 一、「吉井仲助・西郷信吾・福山清歳三人、大島吉之助赦 久光は西郷召還の経緯について、 [申付候事」とのみの記載である。 一切言及をしておらず、 上京後の 日 記

> か 西

> > 第故、 大島一 く御座候、 **筈相決申候、** 必定二御座候、 御尤之義何分免許難 条、 吉井外二人下島申付、 しかし其うらニ相成候得は以之外之事、 きしらより細 彼悔悟ニ而尽力い 治乱之界此事ニ 箱 事 承申 成者候得共、 能々相探り、 候 たし候得は、 御座候 御 書 沸騰込り入候次 面 其上赦免相 も拝見 大ニよろし 玉 成

認めながらも、 吉井他二名に沖永良部島行きを命じ、 その後も久光の西郷への監視の目は厳しく、 に治乱の境であると最大限の憂慮を示した。 その反対になればもっ 力するのであれば、 の赦免を決したと説明する。 し難い者である。 ~った。 郷が縦横に中 れによると、 それを遥かに凌駕する不信感が継続しており、 央政局において国事周旋を行なえた訳では しかし、 藩主の赦免許可を了解したが、 大いに結構であると期待を寄せているが ての外であり、 藩士が騒々しく困った次第なので、 西郷が悔悟して大いに国事に尽 十分に吟味したうえで 藩の内乱は必至でまさ 通説のように、 西郷への期待を そもそも許

等は胡蝶丸で西郷 を命じられ、 も伴って鹿児島に帰還した。早くも三月四日 元治元年 (一八六四) 十四日に着京後、 を迎えに行き、 二月二十一日、 十八日に久光に謁見して翌十 喜界島 吉井友実• 流 には 单 西郷は上京 Ó 西郷従道 村 田 新八

して、 さ 九 を任命され、 |八俵• 日 た 吉井友実・伊地知正治とともに、 軍 御 四月八日に一代新番、十四日に - 賦役兼諸藩応接係となり、 用 久光帰藩後の中央政局において、 、取次見習、五月十五日に一 三十五俵 代小番・小納 小 まずは禁門の変前後 (納戸 0 頭取 小松の参謀と 扶持米を沙 **、** 役料 || | | | | 米 汰 取

待

の中央政局を舵取りすることになる。

たであろう。

ともに如何ともし難いと嘆息する。 処五六侯盟会の御方々迚も幕府離間の策中に陥り、 にもならない事態であるとの厳しい判断を下した も幕府の離間策によって、その体制が瓦解してしまい、 姿勢を立てることができずに日和見的に沙汰を下してい し頓と致し方これなき訳に御座候」と、 て如何ともなすべきようこれなく嘆息の次第に御座候、 に因て御処置相付け候と申すもの、幕府においては詐謀勝に 朝廷においては確乎たる基本相立たず、 方、幕府においては権謀術数ばかりで、 なお、上京早々の西郷が行なった中央政局 しかも、 朝廷は確固たる基本 唯今日今日の様子 結局のところ朝幕 朝政参与の諸侯 の分析であるが、 瓦解 どう 然る . る。 1 た

わ 朝彦親 れ申し候、 に御座候」として、 軍職を奪おうとの害心を抱き始めた様子である。 独木侯誠に不思議の仕合い、 王も昔と違って依頼できない次第になっており、 尹宮も昔日に変し頼りなき次第に相 慶喜は誠 に不審な行動 禍心相萌え候模様 を取って 成り嘆く

ıŀ.

一め相成

り候故、

先

々控え居り候事

i

座候

た西郷には、 とは必至であるとの認識を示した。 旋が台無しとなりかねない、 つ外御座なく候」と、 れ が一 番 の 薩摩藩に逆風が吹き荒れており、 痛恨事であるとする。 中央政局においては とても座視し難 久々に中央政局に復帰し 総じて、 騒乱が 1) これまでの 1) ベ ず ル ħ 起こるこ 変乱 映

たい。 た。 Ŀ その 一京早々の西郷にとって、 動向について、 当時 最重要課題は長州藩処分であ の鹿児島宛の西郷書簡で確認し

先月下. 御親切の意相顕れ候処相尽すべきと思い居り候処 敷帰し申す間 説得いたし付け候儀は六ヶ敷候得共、 先ず見合わせ候様御達し相 含みの次第委敷申し上げ候処、 の 故相決し居り候処、 子相聞得候に付き、 間隔も畢竟幕府の策に陥り候訳と相 趣に付き、 同に申し述べ候処、 -旬長州 相待ち居り候処、 大臣 敷 殺し候えば長には人心を失い (家老) 一先ず御聴に達し候て相定む 直様大坂長州の廷に参り説破致した 皆々もっともとの 御末家 成り相控候事 殊勝の事 御目見仰 (吉川 承引致さず候迚空 見得申し候、 に御 せ ながら此の度 付けらるる、 **|** 座候、 事に御 申すべい べきと 坂 迚も 長薩 座 Ő L は 候

にとの仰せであったので、控えることになっ のうえ、 在京要路に告げたところ、全員の同意を得たので久光に言上 たため、すぐに大坂の長州藩邸に参上して説得を試みたく、 を申し上げたところ、殊勝であるが今回は見合わせるよう れによると、三月下旬に長州藩の使者が着坂したと伝聞 決定しようということになった。 久光に召されて委

を沙汰されたために控えることにしたと、 たところで尽力が可能であると考えた。 を殺せば長州藩は人心を失い、 説得することは難しく、承諾しないままであろう。 そのまま虚しく西郷を生きたまま戻すはずもなく、 薩長の確執も幕府の姦計によるものであり、 薩摩藩に味方するものが現れ しかし、 この 間の経緯を説 久光に中止 そうな 西郷 ħ

作らんも、 是非長に入て殺されたいと願い居り候処、 1皇国を愁いて和親を説く、 意した久光に対し、 かしなも 一候仕合いに御座候、頓と長州の御所置振は相止み候事にて しても敢えて危険な行為に走ろうとしたのではないか。 西 是より多年賊人を駭かさん」との詩を掲げており、 郷 のに相成り申し候」と続けてい がはその 書簡 過去を清算した誠意を示すため、 に 「誓って長城に入る身を顧 譬い首を投げうって真卿の血と . る。 今にて無に相成 西郷は召還に ぶみず、 死を

> 出 打 伊 出

実行しようとした。これは西郷特有の政略スタイルであ 維新後、 ことになる。 付き的な行為ではないと考える。 必ずしも死ぬことを前提とした、 西 「郷のこの姿勢は、 征韓論を唱えた際にも、 西郷は五卿移転 その後の政治活動にお のために下関に乗り込んだ際 行き当たり 同様な行為を実行ないしは ば i ても貫 たりの思

薩摩藩の財政問題と貿易振興計画

とても

3

練は日常的であった。 実が大久保 ても同様であり、 返していなければならなかった。 ら、「昨日(五月十一日)は岡崎ニ而調練有之、 を睨んで武備を充実させ、 張 来申候、 セ相始り、 地知等取会、近々大夫(小松帯刀)ニ茂会合、 薩 長間の確 早朝より昼迄ニ相 戦ハ立派ニ相調可申と相考候」と小松や吉井友 蔵に述べ 執が 随分振立居申候、 島津久光の退京後も五百の兵力を有しなが 深まるなか、 ているように、 任廻候」、「朝夕大島 つねに実践を意識した操練を繰 昨日は大夫始出張中、 薩 藩地だけでなく京都におい 摩藩は長州藩との 岡崎村藩邸における (西郷吉之助)・ 我々共ニも 岡崎調練現 武 盛んニ 力衝

充実を図ることによって、 かし、在京藩邸の人員を確保したり、 深甚な財政の逼迫が齎された。 急速で大規模な武

備

テ候 段階で深甚に財政基盤の脆弱さを憂い、二の丸内金庫の埋蔵 御出シ相成候得ハ、 其場ニテハ何ノ為ニ御囲 莫大ノ代金ニ候間、 、罷帰リ申上候心得ニ御座候、 間 早 \dagger |帰ルモ其御手当ノ義共モ承知 軈テ倍程ノ相庭ニモ御座候」と、 御宝蔵ノ古金御引替ニ相 ノ訳ニモ無之候間、 亦今度軍艦御取入ノ義ハ、 古金二三十万モ 一致候カ、 成度趣モ知致候 四月の 一日モ

述

0 市

来

不四郎書簡

においても、

唯差支気細

丰

御 金二

け

金を軍艦購入のために使用したいとしている

月十日) によると、「小松氏初め大久保・吉井・私共一同、(32) 御役免ぜられたく存じ奉り候、 を免じることを懇請している事実は看過できない。 役料米不足からの依頼ではあるが、家老の小松をはじめ役職 且つ御政事向きの御相談も在らせらるべく候間、 候者もこれあるべく候間、似合いの跡扶持成し下されたく、 また、 候」と、 議政所へ罷り出ずべきとか、仰せ付けられたき儀と存じ 時期は若干下るものの、岩下方平書簡 西郷に斡旋を依頼している。 左候て中には家内介抱に込ま 役職の急増に伴う (西郷宛、 御近習通と 六

られた。

評議下さるべく、 を沙汰してほしいと提言した。 近習として、 『旋下され候様御失念なく頼み上げ奉り候』と、 加えて、家族を養う程度の扶持を支給し、また、 または後述する議政所への出仕で関与すること 何分にも涯々御役免ぜられ候所丈け そして、「是等の 御役御免だ 所は篤と御 いは、 酸には 御

> 実として、久光の帰藩直前には細島を拝領している。 の事情を小松帯刀書簡 薩摩藩には三つの方法が存在したが、 図らなければならなかった。 ており、 て確認したい。慶喜は「別テ御心ヲ用ラレ」、 は 実際には拝領することによる領地拡大によるもので、 のような財政状況にもかかわらず、 何とか実現してほしいと、 扶持米すら困るほどの財 (喜入摂津宛、 そのための経費調達について、 その周旋を西郷に強く 一政の逼迫振りが窺える。 五月二十九日) 一つ目 薩摩藩は武備充実を は幕府から預 頻繁に小松を によっ この間 依 頼 事

る、

井忠績をはじめとする老中からも同様に、 Ę 召し出しており、 慶喜から領地預けについて内々に沙汰された。 その際に 「御預ケ処之儀御内沙汰有之候」 内定の沙汰が告げ また、

尊王 地ヲ弘メル等ノ利欲心ヲ以、 といった私利私欲のための上京ではなく、 夫レハ幕府カ此方ノ機嫌取リニ云フ訳ナリ、 によるご機嫌取りであると一笑に付した。 順聖公ノ御遺言尊王ノ一筋ニアリト 小松から久光にその内容を言上したところ、「御笑被 筋のために周旋しているとして取り合わなかった。 初ヨリ上京等致シタルニ非ラス、 段々被仰聞候」と、 そして、 斉彬の遺言である 此方ノ主意ハ 領土拡大 成

の体であったが、 松はその旨を慶喜や酒井に伝言したところ、 慶喜は重ねて朝幕ともにそれでは済まず かにも

服

進 時 で二の丸金庫をたびたび開いている。 御 臨時之御入費出兵等差見得候世振二候得 小松が「 0 久光の分家を認める用意があることを告げ、 加増を受諾することを求め、 言した。 Ó 内意二被応可 出費や出兵に関わる費用も見込まれるとして、 ずれかを所望のとおり領地 久光はここでも笑い 御不繰合二成立、 久光は根負けして、 然御事ト奉存候」と、このところ出費が嵩ん 御宝蔵モ度 ながら、 他藩と競合がない日田の拝領を ようやく 一預けにしたいと 取り合わなかっ そのうえ、さらなる臨 (々御開 、細島 の 卸加増之処ニテ、 丰 Н のみの拝 申 柏 向 成り、 Ĺ な たため、 出 事実上の () 頭を承 ・し天草 此後 l

認した。

な \exists 地 はそれに飽き足らず、久光退京後に「殊ニ多人数先年来上京 IJ 預 慶喜・酒井に詳しく言上したところ、「夫ハ厚ク察入候事 慶喜はその程度では有名無実であり、 御預リ置 ようにとのことから、 相当ナリ」と十分な理解を示し、 **輦下ノ御用モ不滞様ナクテハ不相済、** はが妥当としながらも、 又ハ前之濱戦争 |様御内沙汰モアル訳ナリ、此末万事不差支様ニアリ 日 田 丰 相 日向・天草辺迄モ御都合可 成度奉存候 (薩英戦争) 十万石程度 細島のみの との ノ成行入費莫大ニ御座候_ 要望を示 朝 0 加増 延の いず 加増を認め 拾万位、 れ日向 桘 Ö 御 成 内意を得た。 用に差し支え 候間 分家の実現 ノ地 た。 円 所ハ何 此機 小松 0 領

> 0 0

入に対して久光を説得してほしいと懇請した は三年を目途とし 続けて、 小松は朝政参与体制 て、 まずは 所 0 領拡大を成し遂げるた 瓦解と久光の退京と いう 事

世上ハ是ヨリ乱世ニ無相違ト奉存候 態を憂慮した慶喜および幕閣が、 ず幕府の提案を受け入れるべきであると喜入に迫っ る。これより、 増を打診している機会を逃さず、 一候方可然」と、藩財政が非常に懸念される状態に至ってい 乱世になることは間違いないので、 「御世帯向モ誠ニ懸念之至、 久光の機嫌を取るために 間 時ヲ失ハレス御受相 時を失 加

成

を掌る立場から、今後の主として武備充実の と、不安に苛まれる心情を吐 出さなくては済まされず、 キナクテ不相済、其サへ御入費何程カモ難 からない。そのうえ、その他 ノ儀ハ量ラレ不申」と、禁闕守衛も今後も絶えず千の藩兵を 経 ために、何としても加増を勝ち取ろうとし また、「禁闕御守衛モ、 一済状態が頗る困窮状態であったことは自明である。 此後絶ヘス千人位ツ、 どのくらい 露した。 の臨時の 出費 の経 小松は家老とし 費 計 も想像が ための ており、 がかかる 其外 御出 ノ事臨 つ 費調 かも分 か て 「シ置 な

之品ニ而片時も早目御取入相 現今の必需品であり、 一日 (25) 一つ目は、 によって 借入金によるもので、 確認したい。 それも大至急手に入れたいとの希 成度奉存候」と、 小松は 小松書簡 兎 角 軍 (大久保宛、 とにかく軍 艦 温は当事 必 用

は

候」、と、三井などに軍艦購入資金の借入を求めていること を述べる。 有之、外ニも精々手を付置申候間、折角相働迫而何分可申上 三井之方ハ今少しいたし候ハ、、何様と欤いたし様も可 そして、「御貸入金之義爰許も未能ク折合相 行不

た。

認できる。

が確認できるが、実際には思うように運んでいない様子が確

当な無理があったことが窺えよう。 軍艦を前倒しで購入している実態が見えてくる。 三井などが容易に同意していない状況があるにもかかわらず、 かく手に入れた軍艦をその後転売しているが、 の借入を目指しながらも、薩摩藩の財政状況を理解している るように尽力すべきことはもちろんであるが、横浜で軍艦を い入れたことは喜ばしいとしている。 |川ニ而御買入相成候由、先御仕合ニ御座候」と、借入でき 方で、「御貸入之義ヲ折角尽力可致候可也なからも、 大坂での大商人から 購入時から相 薩摩藩はせっ 神

言する。

は経 摩藩は琉球侵攻後、 などの御用商人を利用していた。 大きな利益を得ていたとされるが、これは藩内の浜崎大平次 岩正一 最後に、 |費調達には遥かに及ばず、長崎交易方を設置して下関の 郎なども御用商人とし、長崎貿易に従事していた。 長州藩との関係が悪化したこともあり、 貿易による武備充実のための経費調達である。 琉球を窓口にした対清密貿易によって、 しかし、この程度の利益で また膨大な 薩

経費調達に迫られ、これまで以上の大々的な密貿易を企図し

情も詳しくわかることになると、大久保を経由して久光に進 薩摩藩のみが上海で武器購入ができれば都合が良く、 るが、武器がなければ薩摩藩がイニシアチブを握ることは不 是都合も可宜、 可能である。幸い現今は航海することが許されていないため の時節は胆力を盛んにしてことに当たることはもちろんであ 般航海不為蒙御免候ニ付而は、 亦器械不相備候而は、 吉井友実は、「方今人胆ヲ壮ニいたし候儀ハ勿論ニ候得 且ハ外国之事情茂祥悉相分り可申候」と、こ 兎角権ヲ此方ニ取候儀出来不申、 上海辺ニ而器械相求候ハ、彼 外国事

侮蔑を受けないようにすることが急務であるとして、 軽蔑を受けるよりも武備を充実させ、皇国の威厳を打立てて、 の武備充実のための交易を正当化している。一方で、 実、皇威相立、彼か悔ヲ不受様いたし候方急務」と、 いとしながらも、「何迄茂醜夷之軽蔑ヲ受ケ候より、 また、貿易による物価高騰で庶民が困窮することは忍び 外国 武備充 薩摩藩

等の誹謗中傷を強く懸念している。 易事件二而、 人を厳しく統制し、 襾 **「郷などの在京要路も同様に考えており、** 又々誹謗茂可受候」と、 購入品を上方で処分させたり、 貿易に対する尊王志士 上方の薩摩藩 鹿児島に

共

利益を藩が独占し、 ることが窺える。 、国貿易をしているという悪評を断つために躍起になってい 的に戻したりした。 また、 藩廟による統制を厳重にして貿易 薩摩藩が上方で茶などを買い 、占め、 Ő

|携を強く求める以下の進言を行なった。 (SE) ところで、吉井はこの計画を実行するため に 勝 義邦との

した。

其上ハ五代等が策モ如何様共御施行相成候時宜可有御座 物十分御積込ミ、上海航被仰付、 被成度候、 方大ニ可御宜 候得共、 有之、左候ハ、、先一艘御人撰ニ而 2々器械買求方として航海い 海軍モ是より起り可申 其上御家を欣慕之人ニも御座候間、 先初発 右之通勝麟江及内談候ハ、、 何 分二も彼方御打合御 -候間御塾生之内よりモ御差出 たし候ハ 大砲剣銃御取入相成度、 兵庫江御廻シ、 兼而持論之事ニ 取起シ被為在候 其術葉モ熟成 定而同意可 御産

らその意向を持ち、 案する。 これによると、 めるが、 その実現に向けて、 そして、 航海術に熟練している塾生を招来することを 薩摩藩としても武器購入のための航海を近々 本件は勝義邦に内談に及べば、 しかも、 薩摩藩に敬慕しているので間違 海軍発祥の地となる神戸海軍 兼ねてか

> うに、 龍馬を含む塾生を薩摩藩が召し抱える伏線であろう。 は勝と交渉することを言上した。 代友厚らがその実行をいかようにも画策できるとし、 なく同意するであろう。 への航海を申し付け、 薩摩藩そのものが表に出ない状態での貿易拡大を志 大砲銃剣などを購入すれば良いとし、 まずは兵庫から物産を積み込み上 これは操練所閉鎖後、 このよ

Ŧī.

海 15

に御受申ても無差支云々と云」と、当時在府中の吉井 三年十一月十四日)、 文久期の薩摩藩要人と勝との接触の嚆矢である。 訪ね、家茂の早期上洛を議している。 御上洛速に無之ては瓦解可為、 ぬ関係に発展するが、 あらば、御警衛の如き薩家の人数を以て成すべく、 中心に吉井友実がおり、 ところで、薩摩藩と勝義邦との関係は、 (慶喜) と議して、天下の大事を可極歟、 薩藩吉井中助来訪、 その邂逅は文久三年後半と考える。 勝との関係について、「昨 具 若御遅緩に於ては中納言 管見のかぎり、 当節の形勢、 その後因縁浅 或は将軍御上 是等は は勝 れ そ

殿

の

想像に難くない。 年の在京中の両者も引き続きその関係を継続していたことは 入塾している事実からも、 所に先立って開塾していた神戸私塾に薩摩藩士が 吉井と勝はその後、 その関係は吉井にとどまらず、 濃密な接触を繰り返しており、 両 者の 関係が並 Þ ならぬ 少なから 海軍

ず

あ ったことは自明である。

不立、 に及ぶ、後挙如何」と談合している。 先にし小嫌忌を厭ひ、憤発中心に徹底せず、 りて成せば、 縮するが如き見識にては、何事も行はるべからず、 五六と面談している。そこでは、 なお、 邦人益規模狭小、大盗大路を横行するに門戸を鎖して畏 何事ぞ、天下未だ衰極に及ばざる所以歟、 元治元年四月十七日に勝は二条城で小松帯 海軍の建義、是が為に支られ行はれざるに到らん、 砲台もまた可なり、且、 「摂海砲台無用の事同心な 此度の集議解けて一是 区々として解散 人々私営を 若見解あ 苅 7 • 高崎

遇を得ていたことが容易に想像でき、 府を突き放す。そして、朝政参与体制の崩壊による挙国 ろうに二条城内でしていることから、 での国是決定ができなかったことを大いに歎じ、 国をして畏縮するような見識では何事も行なわれないと、 なければ、 、の不安を吐露した。このような政治的な話題を、こともあ これによると、 |々しい外国人が大海を超えて近海に横行しているのに、 ないであろう。 の信頼関係が構築されていたことは疑いなかろう。 海軍建設は摂海砲台の設置計画に邪魔されて実現 摂海の砲台は無用であるとの言説で同意し しかも、 日本人はますます萎縮して、 勝はすでに小松とも知 元治元年春先までには 今後の政局 盗人 致 幕 鎖

> ており、 東帰すれば外国船が長州藩を攻撃する。 も近来の処、尚更幕吏より忌まれ候由に御座候」と、 説を起し候わんとの咄同人申し居り候由に御座候、 咄し候由、 成り候わば、 入して条約勅許を要求すると勝から間接的に情報を提供され 浪花城に御滞在と申す評判に御座候、 また、 長州破れ立ち候わば決って浪花へ突掛け、 必ず夷船長州へ参り申すべしと、 勝が幕吏から厭われているとの分析を藩地に 夫より関東 その後、 勝麟太郎も 大坂湾に へ御 麟太郎に 将軍 開港 帰城 闖 が

年後半から積極的に開始しており、 は が するとともに、その卓越した見識に大いに期待していること 勝との関係を最大限に活用することを企図した。 窺える。武備充実のための貿易振興にあたっても、 薩摩藩要路は幕府要人としては唯 勝からの情報提供に期待 勝との接触を文久三

伝えている。

4 薩摩藩の周旋活動と小松の召還問

州藩の率兵上京に備えて武備や兵糧を手配し、 在京藩士は久光の遺策である 励していた。西郷吉之助についても、 0 島 Ō |津久光の退京後の中央政局においては、 小松書簡 (大久保 「禁闕守衛」を遵守しつつ、 蔵宛、六月二日) 周囲は心配していた 小松帯刀以下の 藩兵 によると、

「大樹公にも去る七日御下坂に相成り、

三十日位は

\$ 精 たくとの事にて、

出会いたし呉候様との儀故、

小松太夫を初

時の情勢について、

西郷書簡

(大久保宛、

五月十二

相

える。

局 候

此の御

方様屋

|敷へは是非行末御結合い

たし

置き 日37

私共五六人出張候処、

有志会にては全くこれなく、

相

る。 大島万端心を用 ※此上仕合御安心可被成候」と小松の指 御趣意十分ニ奉汲受何辺道を付 十分な周旋を展開していることが確認でき 揮の 下 |候事 久光の遺 二 順

策

() 藩 0

0 これらは中央政局においても、 ともに、 薩摩藩との関係は冷却を始めてい た重野安繹を岩国や芸州に派遣し、 橋慶喜の禁裏守衛総督・摂海防御指揮就任によって、 命 直 依 !が志向した天皇親裁路線を見合わせ、 元治元年五月段階での在京要路は、 方で、 を受けて関係を保っていた。 加増を盛んに申し入れており、 |をしていた。 頼は継続しており、 :力的に展開していた。長崎や小倉に藩士を常駐させると この間に 例えば、 薩摩藩は長州藩を中心とする西国 慶喜も久光の離反を憂慮し、 朝彦親王と慶喜は急接近を果たしたため、 会津藩とともに連日八 重要な情報として扱 たもの 小松がたびたび慶喜から 朝政参与体制の崩壊や 当 0 面は禁闕守衛に専 親王の薩摩藩 諸藩 前述のとおり、 人ずつ宮邸で 0 わ 動 れた。 均向探索 薩摩

る

証左である。

西郷の発言はすでに薩摩

会津

両藩が離反の兆候を示して

を冷笑している。 たところ、 より恒久的同盟の申し入れがあり、 Ŀ 通りと申塩梅に御座候、 政治的な会合でなかったと、 御笑察下さるべく候」 小松以下西郷らが 会津藩の交渉態 出 向

参与体制の瓦解の経過におい 外においては、共通志向は見出せなかっ 一員である以上、 政治的連携を続けることは現実的でなく、 て、 長州藩への た。 松平容保 厳罰という点以

薩摩・会津両藩は八月十八日政変で連携し

てい

、たが、

政

頓と手を引き、岡崎の調練等追々これあり、 と相見え申し候」と断定してい からは 0 計りに御座候」と、 また、上海貿易を盛んにしてい 「悪評甚敷起」っているが、 一線を引き、 調練や探索に意を用いていることを伝 久光の遺 策 . る。 これはすべて「幕奸 るとの噂に 禁闕守衛」 ょ って、 よっ 探索に心を用 御遺 の とおり、 て、 策 薩 の隠 Ó ŋ

家中一 候処、 聞 分らず深く吟味い のような薩摩藩の かれ申し候」と、 頓と異議これなく、 体いたし居り候訳これなく、 たす様子に御座候、 その在京藩士の 動向に 不思議な事と且恐れ且 「暴輩も至極疑 議 論紛 当 枚岩な動 Þ 時 にこれ 11 態にては迚も一 を生じ、 **疑迷** 向は他勢力 るべく 0 由

の付様これなき塩梅に御座候」と、長州藩から連携の申し入 によって訝しがられ、不安視されている様子が窺える。 「長州より頻りに合せたきとの腹と相見得申し候得ども、 なお、 手

れが頻りにあるとしており注目に値する。 中央

政 (局の情勢を以下のとおり伝えた。 小松は五月二十九日に喜入摂津に書簡を発し、

申候、 手出シハ不致カトモ被存候、会津モ手当ハ十分ニ行届キ 近衛家へモ臨時走セ付之手配モ仕置候、 御受仕ル者モ尹宮・近衛家へハロヲ切リ申上置候、 程之事到来候トモ、 御所へ走セ付ノ手当等無手抜、一カラ十迄相調申候、 守衛人数外出等モ程能為致、 可被下候、今ノ向ニテハ彼方ノ探リ行届キ候故、 (並ヲ見候ノミニ御座候、 手段致候向二御座候、 乾御門ニモ人数相増シ、スハト云ハ、御屋敷 橋モ同様、其外余多ノ御大名在京ニ候得共、 奪奉ラレ候儀ハ此御方ノ一手ニテ、 長州人モ会津ト此方ヲ離サン 可笑次第二御座候 日々調練為致候事二御座候 此段ハ被仰上置 粗忽ニ 尹宮・ 3 皆 何 IJ

いう時には藩邸から御所警衛に馳せ参じる手当も抜かりなく、 抜かりなく、 これによると、 当番の乾門も守衛兵を増派しており、 御所守衛兵も順調に繰り出 日々の調練 いざと

> を奪われることは、薩摩藩のみで阻止することを請け負うと、 万端準備が整っている。 どのような事態が出来しても、

朝彦親王や近衛忠煕・忠房父子に切言している。 十分にできており、 会津藩と慶喜の準備も周到であるが、その他の在京諸侯は日 もその旨言上してほしいと依頼し、また、長州藩勢の探索は さらに、 両邸の不測の事態への対応もできており、 粗忽な行動は取らないと推察している。 久光に

り いたが、 長州藩の近隣諸藩に対して、外国船襲来の期日は不分明であ 一方で外国に対して長州藩攻撃を回避することを求める談 薩摩藩と慶喜の関係について、 援兵を派遣することは控えるようにと要請しているが、 西郷書簡 (大久保宛、 六月一日) によると、慶喜、 小松を介して命脈を保っ 慶喜は て

笑止千万であると明言した。

和見であり、長州藩は薩摩藩と会津藩の離間を図っているが

をしておらず、おかしな話であると断じる。 ち候儀もっともに御座候、是非一橋には長州を挫きて其の上 よって、「只今に到りては各藩一橋を悪み候勢い 、に成 り立

失墜して憎まれ者であるとし、 図であり、 実行を企図しながらも、外国に長州藩を征討させようとの意 憎むべき所業であると非難している。 長州藩を叩いたうえでの攘夷 久光退京後

長を押え候始末、悪むべきの業に御座候」と、 攘夷の筋を相初め候存慮と相伺われ候得共、

夷人の手を借 慶喜の人望が

は孝明天皇の信頼のみであるとする

西 郷

がは小

小松が朝

彦親王との親交を継続しており、

居

り

< は 、わなか 加 増 の 内達もあるなど、 たが、 この段階での 必ずしも慶喜と薩 西 四郷の 評 価 脳は手 摩藩 厳し 0 関 係 は

悪

この 久保宛、六月二日) 堅を御砕き成させられ候栓も相見得ず込り入り候次第」 せらるとの事にて、 突き放し、「堂上の御受も宜しからず、 様に言 「候」と朝廷においても受けが悪く、 間 [の親王に対する誠意も水泡に帰すと歎じる 薩摩藩と朝彦親王の関係につい われていると指摘 によると、 同悪敷申し上げ する。 御 加えて、 悔 幕府に媚びていると悪 候御 悟 何篇幕 0 、ては、 御姿御 大久保が 事 残 念の 蔚 西郷書簡 座 御媚 なく」 次第に御 「あれ程 %成ら 天 لح

える。

か 相

たに じたる建白共これあり、 Ŧ. す はその情 策略であって、 もかかわらず、 探っていった。 ぶる計りに御座候」と、非蔵人を籠 廉も相見得ず、 :判近来悪敷御事に御座候処、 何篇幕府へ御委任と仰せ出され候儀、 「非蔵人の者手寄出来候間、 態を恐れこそすれ 近頃評 幕府 すると、諸藩よりさまざまな反対 少し御助りに相 畢竟尹宮の御策と申す事にて、 への大政委任がなされたのは朝彦親 判が 改心する様子 層悪くなっ 只御恐怖 成り 朝廷向段々 候処 絡したので朝 の 諸藩より色々と難 に主上 Ė ていると伝える。 みにて御改心と 見えず、 相 の があ 延内を 御親 探 尚又 唯 ij 5 3 候

> 申上越候通ニ候へとも、今比ニ相成候而は又薩ヲ御頼之向ニ 見合之方可然申談いたし候、 ることを了解する。 特段の不都 によると、「尹宮様御縁組之義何分只今之形勢ニ ~つ薩 成申候」と、 摩藩 合も への依頼が以前のように戻ってきている様子も 朝彦親王の縁談を進めてい ない 実際、 0 で、 当年 小松書簡 宮之所は別段相替候事も 中 -はそれ (大久保宛、 なり 、る事 Ó 実 関 六月二 係 へが確認でき、 而は少シ 無之追 を 日④持 御

力と連携を強めることになる。ところで、しての後、薩摩藩とは 変を画策するほど薩摩藩と親 王に対する著し 代であり、 文久二年以降、 良好な関係は継続されているもの ており、 朝政参与体制の崩壊時点では、 特に八月十八日政変においては、 久光とは必ずしも円滑でなくなっていた。 () 嫌悪感を表明していることは閑却できない 在京薩摩藩士にとっ 王 一の関 Ó 親王は慶喜との癒着を 係は濃密であ て朝彦親王は 一線を画し、 この段階で西郷が 親王 の 指 久光 た。 示 の 政

の め Ų

元から小松 方におひては込り入る次第に御座候、 ·候ては相済まざる儀と奉存 小松は必要不可欠な人物と目されてお への召命が な日時は不分明であるが、 届 いてい 候得 た。 兵共、 しかし、 此 然しそう計りも申 ŋ の機会は御見合せ 中 この -央政局 西 郷 段 は にお 階で

て、

み下さるべく候」と小松の滞京を懇請してい 成り候て、 ⑷ 御帰国の儀起って御願いに御座候間、 様御 含

動致すべきやも計り難く、且摂海開鎖の決議もこれなく紛々 も想定され、今月中の小松の退京は見合わせてほしいと、在 ぎらない。 も油断できないものがあり、どのような変動が生じるともか 極切迫している。 の勢いにて差当りの禍難相見得申し候」と、 京都は久光不在でも罷り通る程度の状況ではあるものの、 「只今京地の形勢に付ては至極差し迫まり、長州襲来の一条 一橋侯の隠策旁容易ならざる事態罷り成り、 兵庫開港問題も決着がついておらず、当面の災禍 西郷は小松の退京を阻止するために別紙を認め、 長州藩の率兵上京はもちろん、慶喜の陰謀 現在の情勢は至 如何変

していたのであり、 久保に率いられ、 きない最重要な立場にあった。通説では、薩摩藩は西郷・大 薩摩藩唯一の藩士であると同時に、その政治力の高さも相俟っ 喜をはじめ老中等の幕府要路とも懇ろに行き来したりできる 小松は家老という立場にあり、将軍家茂に謁見したり、(55) 実際には「久光 中央政局における薩摩藩の周旋において、欠くことがで 久光は利用されたのみの存在とされてきた この点は看過してはならない。 --小松体制」 の下で西郷・大久保は活躍 慶

京藩士一同として嘆願した。

山

5 藩内情勢と議政所の設置

三條始七人令誘引事、 当時の首脳全員が参集し、「尋問ケ條覚、 近衛父子・徳大寺公純・慶喜・久光・松平春嶽・伊達宗城・ 元治元年二月八日に関白二条斉敬の許に朝彦親王・晃親王 の展開にもかかわることなのでやや詳しく述べたい。 案は横浜鎖港と長州藩処分であったが、後者について、 政参与体制の下で国事周旋に邁進していた。最大の政治的懸 め小松等の主だった要路が在京中で不在であり、久光らは朝 の政情について確認したい。 たが、そもそも、小松召還が急がれた元治元年春の薩摩藩 .内容堂・松平直克・酒井忠績・水野忠精・有馬道純という、 参与諸侯間でこの問題について議論が行なわれていたが、 小松帯刀の鹿児島への召還は、 幕舶ヲ引留候事、幕使ヲ令暗殺候 当時の藩内には島津久光をはじ なかなか実現が叶 去年八月十八日元 わなか

征 十一日には、 |討を実行することとし、 毛利慶親・定広父子を糺問し、 紀州藩主徳川茂承を大将軍名代 応じない場合

は

事」を決した。 可差出事、右末家壱人家老一人召登於大阪閣老ヨリ可被申: 可差出事、右末家壱人家老一人召登於大阪閣老ヨリ可被申:

右同時ニ左之通可申渡事、

兼而御沙汰有之候元三條始七人早々

(中根一之丞の事也)、於長崎借渡候薩船へ妄ニ令砲撃候事、

守護職として役料五万石を給し、 して議論しており、 めて軍事総裁職とした。 軍総裁職松平容保を副将、 福山諸藩に出陣の準備を命じた。 徳島・鳥取・松江・広島・岡山・薩摩・熊本・小倉 対長州藩対応は最優先事 朝廷·幕府·諸 老中有馬道純を差添とする内命 松平容保の 十五日、 侯の首脳が一堂に会 項であっ 陸軍総裁職を改 春嶽を京都 たが、

久光にとってもそれは同様であった。

た。

う途 この薩摩藩借用船砲撃によって、 性が生じていた。 応を求めていた。 薩摩藩の 八月十八日政変以降の確 |置付けられてい 豊前田ノ浦から長州藩によって砲撃され、 「長崎製鉄所借用之蒸気船」が兵庫から長崎に向・八日政変以降の確執、特に文久三年十二月二十四 久光は た。 よって、 「以ノ外 長州藩は不倶戴天の敵とし 「ノ事也」と激怒しており、 会津藩同様、 最も強硬な対 大きな犠 目 か

これ以降、 折 支持しており、 以上から、 7無御手抜様奉存候」と、 薩英戦争以降、 戦争ニ至り可申欤も難計候間、 藩内では頻繁な操練が 久光は幕府の長州征伐方針に対しては積 早くも二月九日には藩主茂久に「長之御処置 定期的 な軍 出 兵 [、]繰り返された。 [・]事操練は実施されて 人の怠り ない準備を指示して 其許人気奮発之処、 極的 () たが、 に

藩 0 こうした状況下で、 嵌 状況は極めて逼迫の度を増していた。 軍事費と在京費用が膨大となり、 そこに長州藩 薩 摩

> 付未詳)、 無視できないものがあったと推測され、 する不満が鬱積していた。 情 0 |勢がなかなか分からない藩 戦闘を備えて繰り返し軍 家老に対して以下の告諭書を示して、 特に下 事 地にお 操練を強 -級藩士の言路 いて 藩主茂久は四 いられ は 鎮静化 洞開 藩の てお 方針に の要求 ŋ 月 を H は

0 논

勿論掛 成否ヲ以褒貶可致候間、 焦応セシメ事 端二渉候テハ其力専一ナラス候故夫々掛申付候間、 国是相定候様忠精ヲ尽呉候処偏頼存候、 名文ヲ正シ条理ヲ踏ミ候儀 道ノ明不明ニ依、 一時天下ノ形成致 [威相立候様勉励可有之候事 ノ事件委任不致候テハ十分ノ働 、ノ体用ヲ□別シ時態ニ応シテ所置可致 国家ノ盛衰存亡相分候得ハ、 変軍政急務ノ場ニ立 屹 ト差 強国 ノ基ニ候間、 ハ マリ 諸 出 **没場** 右ニ付テハ事多 来兼候付、 至候処、 各誠 振立 1) ツレ 窓ヲ 万国 事 モ 天 相

忠を尽くして藩是を確立するように努めることを偏に依頼する。 名分を正して条理に従えば強国 とが急務となっているが、 かによって、 れによると、 天下の形勢は一 この盛衰存亡が 各藩の基本方針が はっ の礎になるとして、 変し、 きり分か 軍 事 定まっ る。 ·行政を整えるこ したが 各々 ているか って、 が

否

励しながら事態に応じて処置してほしい。 に あろうから、 『を決めたからには委任しなければ十分な働きもできない なってしまうため、 つ 立つほど職掌に務め、 15 ては、 その対象が多岐にわたっては、 事の正否を以て褒貶を決定するので、持ち場が 各々に役割を申し付けるので、 藩の勢威が高揚できるように勉励 もちろん、 その努力が散漫 一旦役 刻苦勉 で

することを求めている。

7

五九 告書が有名であるが、それ以来のものとして看過できない。 国父・久光が不在であったものの、言路洞開を要求し、 は久光の に関与を求める下層藩士の声を無視できなかった。 匠に繋が 藩主から藩士への迎合的なものとしては、 十一月五日の藩主茂久名で出された誠忠組に対する論 たった。 (窓) におり、元治元年六月の議政所の設に (窓) にいる (の) 帰藩後も継続しており、元治元年六月の議政所の設 安政六年 その動 二八 藩政 向

今回 か 降に三度の上洛を果たし、国事周旋に十分尽力を遂げ、 家老川 Ö 形勢は日 それが貫徹しないことを洞察して帰藩した。 の上洛時には殊更に皇政回 上龍衛はその設置 Þ この 危殆に陥り、どのような変事が生じないとも 間の薩摩藩の艱難を極める周旋状況を述 の趣意として、 [復のために肝脳を絞ってきた 久光は文久二年 しかし、 特に 内 以

る

万

朝

廷御危急

ノ節、

断

然御守護

ノ思る

であ

藩

図された。

じた者たちに、この趣意に基づいて十分に評議を遂げ、 時勢相当ノ処置ヲ以テ国体相立、 仰付候人数、右趣意ニ基キ厚懸評議、 場二至兼、 士気を強く盛んにすることはできかねる状況であり、 二候」と、昨年来の甚大な出費によって、 一方ならぬ配慮に苦心している。 が、 昨年非常 実ニ御配慮一方ナラス御事ニ候、 ノ御入費ニ被為及、 永久ノ御治定相居候儀肝 ついては、 其本末順序ヲ弁利シ、 国力堅固 国力を堅固にして 議政所出仕を命 依之今般右掛 士気強盛ト云 久光 物事

抜の藩論を確立することを求めた。 頭の川

を判別して適切に処理し、時勢にあっ

た処置によって堅忍不

方正義・奈良原繁、 が任命され、「御書院三間ニ被召建候ニ付、 川上源次郎、 御小納戸の山之内作次郎・岸良七之丞・ 本丸より谷村昌武・木藤寛大夫・森岡昌 掛リ人数三・ 松

睯

具

(体的には、六月七日に御小姓組番)

上久賢

田

尻

種

六・九、 との判断が久光をはじめとする要路にあり、 れ 純 ような風潮の中で藩政を差配できるのは小松帯刀しかいない 可承向へモ可申渡候」と、 た。ここに下級藩士による言路洞開が実現を見たが、この 其日二致出席候様被仰付候条、 御書院に月三日間 此旨掛リ 至急の の出仕が命じら 面 召 還が へ申 渡

は容易なことではなかった。 かし、 当時の中央政局におけるキーマンである小松の よって、 同月中には家老喜入

る

まうと述

席旨被仰 て、 付 より **過候得** 上 一級藩士 出候条、 **长共、** 政所 の 此旨掛御 議政所出 来九ノ日 掛 人数 グノ儀、 仕が 御二 役々其外可 命じられ 卿 御側 六 承向 御 用 九 人 モ H 御側 可 致 由 出 渡 役 席 候様 候 논 出 被

意

ま

よる下級藩士 一人座ハ 蔵らに議政 設置の本来の趣旨は骨抜 大久保市蔵、 体的 中 には、 -村吉兵 御勝手方御家老座ハ日置半兵 の藩政参画に歯 所出仕が沙汰され 「右ニ付御側御 衛 御家老座 • 中村吉左 きにされてし 出役田畑平之丞、 止めを掛 川人島 た。 衛門ニテ候ヨ これ 津織部、 けるためであ 小 衛、 まっ は言路洞開 シ た 御 御 軍役方 勝手方御 御 側役 の実現 ŋ 大久保 六 島 側 田 津 議 政 に 御 中 求

得

熟慮してほしいとする。

ず 可

仕 付 得 沼立 Ļ 申 共 の 任 藩政参画を請願 |廟に提出して政令||途 一候段被 新に に対し、 向 御 命となっ 政 K 権 れ 御 \exists 府 一威が まで 政府 IJ ヨリ御命令有之筈ニ付、 仰渡趣承知仕 たが、 大小 議政所の当初の 集まり、 0 画 建白書 귟 でした。 御役二掛 さまざまな身分より任 一姿ニ流 第 を採用され になりか 最初に、 シメンバ の政府と化して弊害が生じ 被仰付 V 右ハ夫々遂吟 ヲ ね 議 1 てこの 格別其弊ナキヤウニ ノツカラ其 候 な 政所 () は議政所取 現 ブ御 命が たび 状を批 味 自然 候上 あ Ŏ が弊 取 議 萌 正 御 建 建 れ 判 事 ば 政 権 政 自 所 可 E 府 由 然 出 候 右 申 相 書54 \sim

> 新二御取替 その 能 ヲ失フトキ 議政所 性もある。 た 弊害の基となることは 連二 への出 御 ハ、必其 御 それによ 義 掛 任者が ノ御 能 《弊生シ候ハ和漢古今ノ 役 入れ に々御吟 つ て議 Þ 入代有之、 替わ 常 のことなの 政所が機能不全に陥 味被為在度御 れば意識に 汲受ノ で、 温度 事候 通 厚 新 情 差が ト奉 任 薄 の場合 候 れ 存候 ば 生じる \exists IJ 必

容易ならざる大事が派生してしまうと危惧の念を示す 然ルニ向々ヨリ掛タク、 出 シ候様罷成候ハ、、実ニ御政道ノ御大事不容易御義ト奉 るべきで、 そして、 無大小 議政所の設置 御眼 ト御用 目 御決定後ニハ このままでは多くのことで疑惑が生じ、 ノ御政府夫丈ケノ正権屹ト相立、 一が決定したば 第御重ミ有之ヨウニアラマホ 自然彼是混雑イタシ、 候 ヘト かりではある。 ・モ、 本立テ道 政令は 諸向疑 御 生. シク奉存候、 命令 1 Ė 御 存候 途二 座 候

て登用される奥掛 役割を占める。 論 人才ヲ御撰挙、 道モ有之義ニ候得ハ、 規 そのうえで、「是迄通階級ヲ経登庸セラレ候奥掛ノ面 が 模ヲ標的ト仕、 行なわれているが、 につ 十人位 そのため、 御吟味ヲ尽シ可 () 御家老 モ奥掛 て、 当今 現 貴 [被仰 衆・ 賤 Ó 行でも適 を 時 付 問 対勢にお 御談合役ト)中候へト わ ず 正 非 1) な 門閥 常の ては極い 規 モ -カ 申 模 で、 時 の 、材を選 み 世 め によ 丰 て重 Þ 分

活 御 出

議

な

とを強く要求したことに他ならない。任することを求めた。これは暗に、自分たちから登用するこして家老・談合役をはじめとする奥掛を、十人ほど新たに選

政令は一途に保たれ、藩政も一新され大義名文も明らかとな 理も立って、両者の対立という後難は回避できる。 考を加えたうえで久光・茂久の御前にて意見を開陳すれば条 時勢に応じた吟味を遂げて十分な議論を展開し、繰り返し熟 申カ」と、 文大義モ明ニ相成、 弊生候後患モ薄、 格ヲ正シ経緯ヲ立、双方合体シ、幾重ニモ練熟ノ上申上、 途を懇請した。 亦御熟考御前へ御披露相成候様御座候ハ、、 新任者から人傑も育成できると明言し、繰り返し政令一 「時勢相当ノ吟味ヲ遂、一座和熟治乱興廃ヲ論弁 家老ら奥掛と議政所の合体を推奨する。そして、 御政府厳然ト重権有之、御政道一新シ、 序席追々其 (風ヲ習候ハ、頗ル人傑モ出可 条理相立両立 よって、 名

を要求する下級藩士層の裾野の広さは想像に難くない。

「大学・一般であることが窺え、それを支持し言路洞開展が相当なレベルであることが窺え、それを支持し言路洞開の登用、直答の承認を遠慮なく求めている。議政所員の勢事」と認め、久光・茂久の御前会議の実現、新規登用奥掛の奉伺、実ニ御美事、是非トモ御懸力御成功幾重ニモ奉願皮候附御打込ミ云々ノ御事、一御直伺云々ノ御事、此三ケ条荒増

最後には「御両殿様被為揃御

出座云々ノ御

事、

御両殿様御

りもしたが、当時において藩政府に自らの登用を迫るようなた、江戸藩邸から率兵上京そのものに反対意見が具申されたの意向を無視した行動に出て寺田屋事件を引き起こした。ま説による藩士の動揺は少なからず見られ、一部の激徒は久光

身分的ヒエラルヒーを超えた行為はなされなかった。

元治元年六月段階で、薩摩藩内にこのような運動が起こっ元治元年六月段階で、薩摩藩内にこのような運動が起こっための帰藩要請は、このような藩内の不穏な空気を抑えるため松の帰藩要請は、このような藩内の不穏な空気を抑えるため松の帰藩要請は、このような藩内の不穏な空気を抑えるため、正治元年六月段階で、薩摩藩内にこのような運動が起こった治元年六月段階で、薩摩藩内にこのような運動が起こった治元年が、

おわりに

元治元年四月の島津久光の退京以降、小松帯刀を中心とする在京要路はその遺策であった「禁闕守衛」を順守し、長州藩と会津藩の私戦に関わらないとして、つねに中立の態度を取り続けた。一方で、長州藩の動向を探索するとともに、兵取り続けた。一方で、長州藩の動向を探索するとともに、兵刑を出元が元年四月の島津久光の退京以降、小松帯刀を中心とすかった。

こうした難しい政局を切り盛りするために、

前年十月の久

び

つきを図ってい

力的 反対だった久光が承認したことから、 Ŀ 京時 な周旋を開始した。 早速上京した西郷は小 から、 西郷吉之助 松の右腕となって、 の赦免・ 召還 元治| 運動 が 元年二 が始まっ 中央政局で精 一月に実現 た。 当

長州藩処分問題などの難問 在 する禁裏守衛総督 王・二条斉敬による朝廷政 方商人からの借入金・上海航路による密貿易の や吉井友実が中心となって幕府 が、 壊に伴い、 、政問題であった。 ところで、 京藩邸の人員確保や急速で大規模な武 そこで問題となったのが、 小松のみ 当時の中央政局は孝明天皇 薩摩藩と朝彦親王・慶喜の関係は急速に悪化 が 両者との その過度な逼迫を解消するために、 摂海防御指揮の一橋慶喜と癒着しながら、 体が、 円滑な関係を維持し、 にあたってい こうした周旋活動を可能とする から拝領による領地拡 大政委任をした幕 た。 工の信 備充実の実現に伴う 朝政参与体制 任 の厚 拡大を図った。 政権との結 府を代表 い朝彦親 大・上 小 ī の 松

を抑 由 は そこに鹿児島から小松の召命が を中心にその -央政局 政 内 所 |秩序の の設 での周旋は小松の存在なくしては成り立 置 延期を懇請 回復を図ることにあっ に代表され し続けた。 る下 届 級 いたが、 藩士 なお、 方言 在京要路にとっ 路 松の召還 洞 開 たず、 0 動 事 向

稿では、

久光退京後の中央政局にお

i

て、

長州

藩

政 小 0 長州藩との交渉画 決に備えた在京要路の に これ以降、 策 玉 の 事 情報収 周 動向を論じた。 旋の 柱となる西郷召 集や対応策を明 また、 |喚の 財 6 政 か 0 経 にするとと 過 緯および 度な

ŧ

迫を克服するため

の三つの方法を提示した。

来する計画を進めたことを指摘した。 となって勝義邦との 対して強い働きか 海貿易を基軸とする貿易振興計画を打ち出 領地拡大については、 けがあっ 連携を図 慶喜をはじめとする幕閣から たこと、 ŋ 神戸 密貿易 海軍 -操練 0 拡大にお 新の 吉井 塾生 が中 いて 小 は

上.

ことを論証した。 とによって、 諭告書から言路洞 設置に至る経緯や議政所員のさらなる改革要求を考察するこ 松の召還を余儀なくした議政所に 久光体制確立後も一枚岩でない情勢が存 開を求める下 ·級藩士の存 つい ては、 在 を明示 藩 主茂 į そ Ō (o)

大きくは長州藩処 動向を考察したが、 問題を解決し、 局 松帯刀が極めて重要なキー 禁門の変勃発前 ŧ 薩 摩藩は 中央政局で周 分・ 「久光-0 薩摩藩の課題は多岐にわ 元治 財 政逼迫 元年 小松体制」 パ 前 1 旋活動を継続するためには、 藩内鎮静 半 ソンであった。 Ó 中 -央政 の下で乗り切ることに で 局 あっ たっ お よび たも これ以降 た)鹿 児島 0 れ 0

註

- と皇政回復』(岩田書院、二○一○年)参照(1)拙著『幕末文久期の国家政略と薩摩藩──島津久光
- (2)「禁門の変の一考察」(原口清著作集編集委員会編(2)「禁門の変の一考察」(原口清著作集編集委員会編で、二○○四年)、久住真也『長州戦争と徳川将軍』(第二章「第一次長州出兵と元治元年の政治情勢」、岩田書院、二○○四年)、久住真也『長州戦争と徳川将軍』(第二章「第一次長州出兵と元治元年の政治情勢」、岩田書院、二○○五年)等
- 六七、八四三~八五一頁)下『忠義』〉二、鹿児島県、昭和五十一年、史料番号五下『忠義』〉二、鹿児島県、昭和五十一年、史料番号五県維新史料編さん所『鹿児島県史料(忠義公史料)』〈以(旧邦秘録抄)」(鹿児島
- 島県、昭和六十三年、三八~三九頁)黎明館編『鹿児島県史料(大久保利通史料)』一、鹿児黎明館編『鹿児島県史料(大久保利通史料)』一、鹿児
- 二、鹿児島県、平成十五年、史料番号三六、七三一~七島津家史料補遺・南部弥八郎報告書)』〈以下『補遺』〉児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料(玉里児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料(玉里

匹頁)

- 遣シタル書簡ノ写」(『忠義』三、史料番号二七八、二八(6)「元治元年四月十三日ヲ以市来正右衛門芸州広島ヨリ
- 二九九、三〇七~三〇八頁)(『九九、三〇七~三〇八頁)(7)「久光公御退京ニ臨ミ御訓誡」(『忠義』三、史料番号三~二八六頁)
- 六年、史料番号一○三六、三四一~三四二頁)日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料の第一
- 〔10〕『回天実記』一、野史台維新史料叢書二十三、一九七五、平安神宮、昭和四十四年、二二二~二二四頁)(宮翰写」(宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀)(
- 二年復刻、一五頁 (10)『回天実記』一、野史台維新史料叢書二十三、一九七

- 出状致候由ニ承ル」とある。(留米)藩原道太など参候趣、真木泉州よりも大島党へ
- (1)勝田孫弥『西郷隆盛傳』、マツノ書店、平成十九年復

二八五頁参照

- 五十二年復刻、三一二頁参照(13)大西郷全集刊行会『大西郷全集』三、平凡社、昭和
- (4)『大西郷全集』三、三一三頁

(15)『西郷隆盛傳』、二八六頁

- (16)「久光公上京日録」(文久四年一月二十六日条、『玉里』(16)「久光公上京日録」(文久四年二月九日、『補遺』二、史料番号三六、七三一~七三年二月九日、『補遺』二、史料番号三六、七三一~七三二、七四六頁)。なお、島津久光書簡(茂久宛、文久四年)
- 遺』二、史料番号三四、七二七~七二九頁)(17)島津久光書簡(茂久宛、文久四年一月二十五日、『補
- 和書房、昭和五十四年、二八三~二六六頁)全集編集委員会『西郷隆盛全集』〈以下『西郷』〉一、大全集編集委員会『西郷隆盛全集』〈以下『西郷』〉一、大
- 三、史料番号三〇七、三一八~三二二頁) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『忠義』
- 三、史料番号一○三九ノ二、三四六~三四七頁) 三井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『玉里

- (21) 註 (6) 参照
- 五三~五四頁)(2)岩下方平書簡(西郷吉之助宛、六月十日、『西郷』五:(2)岩下方平書簡(西郷吉之助宛、六月十日、『西郷』五:
- 三、史料番号三一八、三二七~三三〇頁) (24) 小松帯刀書簡(喜入摂津宛、五月二十九日、『忠義』
- 通関係文書』三、一八四~一八五頁) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、六月二日、『大久保利
- ⑵)西郷吉之助書簡(木場伝内宛、六月十一二日、『西郷.三、史料番号一○三九ノ一、三四五~三四六頁三、史料番号一○三九ノ一、三四五~三四六頁

摩藩商人の取り締まりを求めている。 に対して薩摩藩の評判が悪くなることを恐れ、厳しい薩 、三一二~三一三頁)によると、大坂留守居役の木場

吉井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『玉里』 史料番号一〇三九ノ一、三四五~三四六百

30)勝海舟全集刊行会編『幕末日記』(文久三年十一月十

五日条、『勝海舟全集』一、講談社、

昭和五十一年、一

うとの見通しが述べられている。

攻めの関係で外国との関係が難しく、

現状は困難であろ 横浜鎖港や長州

下坂前の勝と委細相談したいが、

と考申候」とある。

以上から、

許可が下りたようにも

おり、 起被為在度頻ニ申立候儀ニ御座候」と勝を再三推奨して と、「上海航被相始御事共候ハ、、必ス勝麟江打合置申 ·純三郎等も参り候而、どふそ兵庫へ御打合、 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『玉里』 史料番号一〇三九ノ二、三四六~三四七頁)による 無左候而は後来御手延兼候訳も到来可致欤、 並々ならぬ信頼感がすでに醸成されていたことが 海軍御取 肥藩江

千里の馬二而ハ御済被成ましく、右等猶御賢慮も可有之 三、三三八~三三九頁)には、「勝も近々帰坂之由ニ付 窺える。また、大久保宛書簡(六月十二日、『大久保』 御始メ相成度十里之野ニ 31) 『幕末日記』には「朝、薩藩吉井中助、 三頁 来る。夕刻、家老島津主殿来訪 岩橋鉄助、大島友之允来る。急務並密議を聞く」(十一 摩藩の動静を知らせ、 因循に流れる幕閣を批判する勝の書簡に対し、吉井は薩 論にかこつけ、なかなか出発が決まらない実情に鑑み、 四~一三五頁)では、家茂上洛の方途をどうするかの議 月三日条、一三三頁)とある。また、九・十日条(一三 永井主水正、並大砲組、 月二十日条、一三一頁)、「朝、 対面のうえで方策を議したいとし 乗組、 薩藩吉井中助、大山彦介、 登坂の事を極む」(十二 (略) 明後日、 岡八郎、 薩船へ、

樣子二御坐候付、猶又直談委曲可申上候、 付未見不申候得共是ハ慥成事ニ御坐候、 い様子が窺える。 候得共、愚存之形行申上候」とあり、その後、 『大久保』三、三三九~三四○頁)には「航海一条御書 而ハ迚も唯今之処どふすることも相成申間敷哉 しかし、大久保宛書簡(六月二十二日) 近々勝も帰坂之 しかし横浜辺 進展がな

ている。

先達而申上越候上海航海一条、

32)木場伝内書簡 御届申上候相心得之由、 太郎殿方江入塾被仰付候面々、世上之形勢相伺、 史料番号二三五、二二七頁)によると、「此節勝麟 (大久保一蔵宛、二月十七日、『忠義』 就ては急速之節、 彼地より御地 御地江

ついても問い合わせをしている。 之儀被仰渡置度奉存候」と、入塾生に対する経費負担に 、私江相付伺越呉候様申出候付、此段申上越候、何分 差越可申上儀も可有御座、其節は御賄料被成下儀御座候

- (33)『幕末日記』(四月十七日日条、一四九~一五○頁)
- 一、二八七~二九一頁)(34)西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『西郷
- 三、一八五~一八七頁)(35)小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、六月二日、『大久保』
- 渉力の高さもさることながら、昌平坂で培ったネットワー邦と面談もしている。なお、重野が選ばれた事由は、交高い報告書であり、岩国では高杉晋作と、長崎では勝義福岡・肥前・鳥取・津和野・幕府と多岐にわたる精度の福岡・肥前・鳥取・津和野・幕府と多岐にわたる精度の36)「重野厚之丞探索雑記」(『玉里』三、史料番号一○四36)「重野厚之丞探索雑記」(『玉里』三、史料番号一○四
- (37) 註(34) 参照

註

24

参照

ク力に負うところが大きい。

- (39)西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、六月一日、『西郷』
- 一、二九二~二九四頁)
- 一、二九六~二九九頁) 一、二九六~二九九頁)

- 二、一八四~一八五頁) :)小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、六月二日、『大久保
- 尤山階 朝彦親王も対外方針の決定を迫る薩摩藩に対しての印象 恐入候次第二可相成、ホ、其辺御決心被為有度旨薩藩 の悪さを語っている。 (『朝彦親王日記』一、八月十五日条、二十九頁) (二条斉敬) 先ツ々四人外へもモレサル様ニト相談候事」 松帯刀申出候由、 両道之内和トケ戦トケ今之内ニ御治定無之而は誠其時成 海え半年ケ又は一年ケ又只今モ到来モ難計、 時期は若干下るが、「常陸宮 (晃親王) 近内(近衛忠房) 扨々苦々敷次第関白殿より沙汰有之候 (晃親王)より噂戎艦 予 (朝彦親王) 仍而和戦之 とあり 摂
- 座候間、暫時は御引止相成候様御計被下度、是又御願申冒頭には「尚々両高崎の儀今に暴客の徒悪み甚敷事に御郷』一、三〇〇~三〇一頁)。なお、西郷書簡 (註(40)對)西郷吉之助書簡別紙(大久保一蔵宛、六月二日、『西

ほどに卓越していたかが窺えよう。国事周旋での両者の活躍が、いかに反対派の憎悪を招くに留まることを強く求めた。八月十八日政変以降、元治に留まることを強く求めた。八月十八日政変以降、元治に留まることを強く求めた。八月十八日政変以降、元治に留まることを強く求めた。八月十八日政変以降、元治に留する。

許されている。のとおり、四月十七日に二条城において、家茂に謁見をのとおり、四月十七日に二条城において、家茂に謁見を史料番号一○一八、二九九~三○一頁)によると、以下(4)小松帯刀書簡(妻お近宛、四月二十日、『玉里』三、

次第二御座候、 共何とも恐入候、是も中将様之御蔭様二而、 り二御座候、 足二被思召段、 番は引取られ候処、御直ニ永々在京国事周旋等御満 御礼申上候処、 樣出御二相成罷出候樣被相達候付、 和泉守殿より公方様御目見仰付られ候間 か様な先例もなき事、 何辺都合よく相済、 細々御懇之蒙上意、 御奏者番より名前披露あり、 御三之間江罷出 誠二ありかたき 別而仕合之いた 何共~~恐入候 略) 幾重ニ 公方

里』二、七三九頁)(4)『伊達日記』(二月八日条)、三二八頁

- 二、史料番号三六、七三一~七三四頁)(48)久光書簡(茂久宛、元治元年二月九日、『玉里補遺
- タリ、本日長州征討出軍奉命ノ人員モ隊員ノ中ニアリ、「一個城下警衛隊操練催サレ、太守公御出馬アラセラレニ八、二二一頁)、「二月廿七日、操練場ニ於テ御旗本及二八、二二一頁)、「二月廿七日、操練場ニ於テ御旗本及 に両御城下警衛隊操練催サレ、太守公御出馬、各 (49) 例えば、「二月十五日、御城下海岸数カ所ノ砲台操練(49) 例えば、「二月十五日、御城下海岸数カ所ノ砲台操練(49) 例えば、「二月十五日、御城下海岸数カ所ノ砲台操練(49) 例えば、「二月十五日、御城下海岸数カ所ノ砲台操練(49) 例えば、「二月十五日、御城下海岸数カ所ノ砲台操線

(「長州征討軍隊大操練」、『忠義』三、史料番号二七一、「長州征討軍隊大操練」、『忠義』三、史料番号二四五兵操練催サレ、御名代島津周防殿(島津忠鑑)及ヒ国老兵操練催サレ、御名代島津周防殿(島津忠鑑)及ヒ国老上三四頁)、「四月五日、調練場ニ於テ長州征討出軍ノ隊二三四五)、「四月五日、調練場ニ於テ長州征討出軍をのノ人員モ隊員ノ中ニアリ、タリ、本日長州征討出軍奉命ノ人員モ隊員ノ中ニアリ、タリ、本日長州征討出軍奉命ノ人員モ隊員ノ中ニアリ、

号三〇八、三二二頁)などが見られる。なお、久光も皆出場セリ(「長州征討軍隊操練」、『忠義』三、史料番隊調練ヲ催サレタリ(略)此日御名代周防殿初諸役者モ「五月十五日、操練場ニ於テ長州征討出軍奉命ノ大小砲「五月十五日、操練場ニ於テ長州征討出軍奉命ノ大小砲「五月十五日、操練場ニ於テ長州征討出軍奉命ノ大小砲「五月十日、御城下各所砲台遠撃操練催サレ、二七八頁)、「五月十日、御城下各所砲台遠撃操練催サレ、二七八頁)、「五月十日、御城下各所砲台遠撃操練催サレ、

操練を実施させている。『忠義』三、史料番号二四九、二五二頁)と、滞京中に『忠義』三、史料番号二四九、二五二頁)と、滞京中に催サレ、国父公親臨セラレタリ」(「在京操練久光公親臨」、「二月二十八日、在京兵隊不時ノ操練ヲ岡崎邸内ニ於テ

- (5)『大日本維新史料稿本マイクロ版集成』、東京大学出版会、一九九七年。なお、東京大学出版会『維新史料綱版会、一九九七年。なお、東京大学出版会『維新史料綱版会、一九九七年。なお、東京大学出版会『維新史料綱を尽し、所見を披瀝せしむ」とある。
- 〈52〉「道嶋正亮存寄書」(六月二十八日、『忠義』三、〈51〉『忠義』一、史料番号一一六、八五頁
- (53)「議政所創立ノ達署」(六月、『忠義』三、史料番号三イフ名目被召建候付、存寄ノ輩ハ何分可申上旨被仰出候」とあり、広く意見を求めていることから、下級藩士の言とあり、広く意見を求めていることから、下級藩士の言とあり、広く意見を求めていることから、下級藩士の言路洞師の場としての機能も併せ持っていた。
- 〔54〕「議政所取建上申書」(六月、『忠義』三、史料番号三二二、三三二~三三三頁)

三、三三四~三三五頁